九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

天理本『歐陽文忠公集』について

東, 英寿 鹿児島大学法文学部: 教授: 中国文学

https://doi.org/10.15017/9621

出版情報:中国文学論集. 30, pp. 19-33, 2001-12-25. 九州大学中国文学会

バージョン: 権利関係:

天理本『歐陽文忠公集』について

英

寿

東

にも所蔵されているが、いずれも完本ではなく、中には保存状態が良くないものもある。こうしたなかで、日本のにも所蔵されているが、いずれも完本ではなく、中には保存状態が良くないものもある。こうしたなかで、日本の ~一二○四)らによって編纂され、今日に伝わることとなった。この南宋本『歐陽文忠公集』は、現在中国や台湾 天理大学附属天理図書館(以下、天理図書館と称す)に所蔵されている南宋本『歐陽文忠公集』百五十三巻附録五 北宋の歐陽脩(一○○七~一○七二)の全集『歐陽文忠公集』百五十三巻附録五巻は、南宋の周必大(一一二六 一部に後人の補写があるとはいえ、ほぼ完本に近く保存状態も良い。その書誌学上の特色は、

版心の下方に刻工者名あり。

半葉十行、毎行十六字、註文雙行、左右雙辺。

葉から巻二十五、「易童子問」、「外制集」、「内制集」巻一から巻四、「表奏書啓四六集」巻四第一葉から第五葉、 同巻五第二十六葉から第二十九葉、「集古録跋尾」巻七第一葉から第十六葉、及び附録巻五第三十七葉) 部は後人の補写あり。(補写部分は、「居士集」巻三十五から巻四十の第一葉、「居士外集」巻二十三第十八

わっているので、現在天理本は日本では国宝に指定されている。

百五十三巻附録五巻のうち、後人の補写は僅かに二十三巻部分に過ぎず、南宋刊本がほぼ原形を留めて伝

天理図書館所蔵の宋・金・元時代の版本を詳細に調査された阿部隆一氏によると、『歐陽文忠公集』の刻工者の 天理本『歐陽文忠公集』について

中国文学論集 第三十号

ところで、周必大は「歐陽文忠公集後序」の中で、較した上で、これらの南宋本はどれが周必大の原刻本か、その後の覆刻本なのか俄に定めがたいと結論づける。 は南宋時代にすぐに覆刻本が出版されたことを指摘し、天理本や中国、台湾に伝わる南宋本『歐陽文忠公集』を比 本は寧宗朝前期に刊刻されていたことは間違いないと言う。更に、阿部氏は、 四~一二六四)初年に渡っており、欠筆が光宗(一一八九~一一九四)の諱の「惇」に及んでいることから、 多くは寧宗朝 (一一九四~一二二四)の人で、その活躍時期は孝宗 (一一六二~一一八九)後期から理宗 (一二二 周必大らの編纂した『歐陽文忠公集』

紹熙辛亥の春起り、 2り、慶元丙辰の夏に迄び、一百五十三巻を成し、迄慶元丙辰夏、成一百五十三卷、別爲附録五卷。 別に附録五巻を為る。

必大の原刻本か否かということを明らかにできることがわかった。 ところが、『歐陽文忠公集』を編纂した周必大の作品に視点を据えて考察を行うと、 べていた様に、天理本『歐陽文忠公集』がこれまで周必大の原刻本か否かが明らかになっていないためであろう。 間(一二〇一~一二〇四)と刊行時期を幅広く取り、しかも編纂時期の特定はしていない。その理由は阿部氏も述 おいては、 を周必大の原刻本と見なし慶元二年の出版とする。一方、『善本写真集十九 宋版』(天理図書館、一九六二年)に ことがわかる。 と述べる様に、『歐陽文忠公集』の編 「刻工に勘案して慶元・嘉泰の交の刊刻か。」と記載する。 そのため、文化庁監修『国宝』(毎日出版社、一九八五年)では天理図書館所蔵の『歐陽文忠公集』 纂期間は紹熙二年(一一九一)から慶元二年(一一九六)までの間であった 慶元年間(一一九五~一二〇〇)及び嘉泰年 天理本『歐陽文忠公集』 周

・稿では、如上の観点から天理図書館所蔵の国宝『歐陽文忠公集』の刊行過程を能う限り明らかにしたいと思う。

周必大の「歐陽文忠公集後序」には、『歐陽文忠公集』の編纂に参加した学者達について次の様に述べる。

會郡人孫謙益老於儒學、 刻意斯文。 承直郎丁朝佐博覽群書、 尤長考證。於是徧捜舊本、傍采先賢文集、 與郷貢

会ま郡人の孫謙益は儒学に老い、意を斯文に刻む。進士曾三異等互加編校。 於いて旧本を徧く捜し、傍く先賢の文集を采り、郷貢進士の曾三異等と互いに編校を加ふ。 承直郎の丁朝佐は群書を博覧し、尤も考証に長けり。

始されてすぐ『歐陽文忠公集』所収の「居士集」五十巻部分の校勘作業は孫謙益によって始められていたのである。 については「居士集」五十巻部分の各巻末に「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」という記述がある。 周必大が孫謙益に送った書簡其一(紹熙五年六月付)に、 周必大は『歐陽文忠公集』を編纂したメンバーとして、孫謙益、丁朝佐、曾三異を挙げている。 全集の編纂が開 孫謙

に納呈す。幸はくは仔細に点勘し、疾速に送示せんことを。恐らくは未だ併了する能はざらん。曾無疑(曾三異の字)の別集目録を送り来ること共に三冊、移改の手書五巻、丁朝佐の箚子一幅 曾無疑送別集目録來共三册、并移改手書五卷、 丁朝佐箚子一 幅並納呈。幸仔細點勘、 丁朝佐の箚子一幅を并せて並び 疾速送示。

に挙げる書簡其二(紹熙五年付)では、 とあることから、 周必大は曾三異の目録や丁朝佐の箚子を今一度孫謙益に校勘させていたことが窺える。 また、 次

今汲汲欲得總目及諸集排比、庶免因循、何乃遲遲如此。

今、汲汲として総目及び諸集を得て排比せんことを欲し、 因循を免れんことを庶ふに、何ぞ乃ち遅遅たること

天理本『歐陽文忠公集』について

·国文学論集 第三十号

とあり、 わかる。 周必大は孫謙益に『歐陽文忠公集』の排列についての考証を遅れることのないようにと催促しているのが

とがわかる。「居士集」巻三十一の校勘記に次の様に記載する。 丁朝佐については、「居士集」巻二十五、巻三十一の各巻末の校勘記の記述から、文字や語彙面に詳しかったこかる。この様に、周必大は全集の編纂に当たって、最も孫謙益を頼りにしていたのである。

朝佐攷公集、 朝佐攷ふるに公の集、怠、迨、殆の三字、通用するに似たりと。………此も亦た怠を以て殆と為すなり。……… は則ち迨を以て殆と為すなり。諸本に間々改むる者有り。覧る者は意を以て之れを読め。 迨 殆三字、似通用。……此亦以怠爲殆也。……此則以迨爲殆也。諸本閒有改者。

を検討せねばならない全集の校勘者として適任であった。また、曾三異については、周必大が彼に送った書簡其 紹熙四年)に、「蒙索元稿、 歐陽文忠公集後序」の中で周必大も「尤長考證」と言及していた様に丁朝佐は考証に優れており、 謹封納。」とあり、周必大らが編纂した『歐陽文忠公集』の原稿は曾三異が所蔵して 文字の異同

天理本『歐陽文忠公集』の巻末に、上述した三人を含めて全集の校正者、 覆校者の一覧がある。

系兼益、丁朝左、膏三異、編定校正

いたものを用いた様である。

孫謙益、丁朝佐、曾三異、胡柯

覆杉

葛潨、王伯芻、 朱岑、 胡炳、曾焕、 胡渙、 劉贊、 羅泌

ずれも「紹熙五年十月郡人王伯芻校正」とあり、この部分は王伯芻が校正を担当したことがわかる。 て、『歐陽文忠公集』の各巻末の校勘記部分から担当箇所が明らかになるのは、「河北奉使奏草」上・下部分に、い 校正者としては、前述した三人以外に胡柯が挙げられているが、彼の役割については不明である。(※) の巻末の校勘記にも「紹熙五年十月郡人孫謙益王伯芻校正」とある。また「近體樂府」巻三の校勘 王伯芻につい 覆校者につい

記 の覆校者については、 「郡人羅泌校正」という記述があるので、「近體樂府」 校正箇所を明確にはできない。 部分は羅泌が校正を担当したことが明らかとなる。 他

周必大が『歐陽文忠公集』を刊行した過程については、曾三異への書簡其一(紹熙四年) に次の如く述べる。

六一集方以俸金、送劉氏兄弟、私下刻板。

六一集方に俸金を以て、劉氏兄弟に送り、私に刻板に下す。

た箇所からすぐに版刻にまわしていたと思われる。たとえば、「奏議集」巻十七の校勘記には、 歐陽文忠公集後序」に、「第首尾浩博、 紹熙四年(一一九三)頃、既に資金を刻工である劉氏兄弟に送り版刻を始めていたのがわかる。また、周必大は 隨得隨刻、 歳月差互、標注牴牾、 所不能免」と記載する様に、 校勘が終わっ

皆當以一作爲正。已刻板、難盡易、書示後人、使知所擇焉。

皆当に一作を以て正と為すべし。已に板に刻し、尽く易へ難ければ、書して後人に示し、択ぶ所を知らしむ。

『歐陽文忠公集』所収の「書簡」部分の最後に付けられた校勘記では、 その「一作」の方が正しいことが判明したが、すでに版刻へまわしてしまい、もはや変更することが難しかったの わしていたことが窺え、そのため後で変更箇所が出てきても、本文を差し変えることが難しかったのである。更に、 で、この様に「一作」が正しいという記述を付け加えたのであった。校勘作業が終了した箇所から次々と版刻にま とあり、 編纂段階で異本があったため、それを「一作」という形で付け加えていた。ところが、後になって

雖竝注歳月、而先後閒有差互。旣已誤刊、重於改易、姑附注其下。

並びに歳月を注すと雖も、先後に間々差互有り。既已に誤まりて刊せるは、改易を重んじ、姑く其の下に附注す。 天理本『歐陽文忠公集』について

下国文学論集 第三十号

その後、同一人物だと気づいたため、かかる注を施したものと思われる。 して同じ箇所に収録すべきであったが、当初韓欽聖と韓宗彦を同一人物と認識しないまま版刻にまわしてしまった。 に、巻八には既に「答韓欽聖」という書簡が収録されており、本来は「答韓宗彦」も「答韓欽聖」と一連のものと ばならないので、その部分に注を附すといり方法をとったのであり、そのことを校勘記の中で表明していたのであ とあり、「書簡」部分も後に誤まりの箇所が見つかったが、既に版刻へまわした後だった。 たとえば、「書簡」巻八「答韓宗彦」には「本巻前有答韓欽聖二幅即宗彦也。誤寘此。」という注がある。確 しかし、改易しなけれ

を徹底させていたからに他ならない。 九六)の僅か六年の間で編纂できたのは、 以上から明らかな様に、百五十三巻にわたる大部の『歐陽文忠公集』を紹熙二年(一一九一)から慶元二年(一 周必大が校勘が終わった箇所からすぐに版刻にまわすという作業方針

Ξ

対

して次の様に記載する。

南宋の中期頃に伝わっていた書籍についての解題である、 陳振孫の『直齋書録解題』巻十七では歐陽脩の全集に

益完善無遺恨矣。 書簡集、凡十、各刊之家塾。其子綸又以所得歐陽氏傳家本、乃公之子棐叔弼所編次者、屬益公舊客曾三異校正、 其集徧行海内、 而無善本。 周益公解相印歸、 用諸本編校、定爲此本、 且爲之年譜。自居士集、 外集而下、

其の子綸又た得る所の歐陽氏伝家本、乃ち公の子棐叔弼の編次する所の者を以て、益公の旧客曾三異に属して 校正せしめ、益々完善にして遺恨無からしむ。 り、且つ之れが年譜を為る。 其の集徧く海内に行はるも、 善本無し。周益公相印を解きて帰へり、諸本を用いて編校し、定めて此の本を為 居士集、外集よりして下、 書簡集に至るまで、凡そ十、 各々之れを家塾に刊す。

0) を期すためにそれを用いて再度曾三異に校正させるという手続きを経て刊行された改訂本が生まれたのである。 綸が新しい資料、 陳振孫も言及する様に周必大の編纂した『歐陽文忠公集』は既に出版されていたのは間違いなかろう。その後、 ·経緯について、『四庫全書總目』巻百五十三の歐陽脩の『文忠集』の提要においては、 これによると周必大が編纂した歐陽脩の全集が刊行された後、息子の周綸によって全集は改訂されたことがわか 既に見てきた如く、周必大は校勘が終わった箇所からすぐに版刻にまわすという作業を繰り返していたので、 即ち歐陽氏伝家本である、歐陽脩の息子・歐陽棐の編纂本を入手した。 そこで、周綸がより完璧 周

而 して振孫云ふ所の綸、 振孫所云綸得歐陽氏本付三異校正者、 故に序も亦た未だ之れに及ばざるか。 歐陽氏本を得て三異の校正に付すとは、 乃在朝佐等校定之後添入刊行、 乃ち朝佐等の校定の後に在りて添入して刊行 故序亦未之及歟

綸が刊行した改訂本のことを指すのではないだろうか。 おそらく、阿部氏が指摘していた二系統の宋刊本『歐陽文忠公集』とは、 く把握していたので校正を頼んだのであろう。かかる周綸の改訂本を見て陳振孫は解題を作成していたことになる。 ていないのだとする。曾三異は周必大が編纂した際にも編定校正者として関わり、周綸は彼が全集編纂情況を詳し 陽氏本を得て再度曾三異の校正を踏まえた全集が刊行されたので、周必大の序文では周綸が改訂したことに言及し と述べ、周必大が中心となって編纂した『歐陽文忠公集』の校正者であった丁朝佐らの校定を経た後に、 周必大が刊行した原刻本とその息子・周 周 綸 が

様に述べる。 ところで、 周綸の入手した歐陽氏伝家本について、『四庫全書總目』の歐陽脩『文忠集』の提要においては次

惟だ巻末の考異中に多く公の家の定本某に作ると云ふ者有り、間惟卷末考異中多有云公家定本作某者、似即周綸所得之歐陽氏本。

即ち周綸の得る所の歐陽氏本に似たり。

天理本『歐陽文忠公集』について

- 25 **-**

中国文学論集 第三十号

料とは別物と言わねばならず、『四庫全書總目』の提要の説は成り立たないことになる。 ということになる。従って、周綸が入手した歐陽氏伝家本は校勘記中に見られる「公家定本」と記述されている資 からである。丁朝佐が校勘に「公家定本」を用いている以上、それは周必大が最初に編纂した際に用いられた資料 佐は最初に周必大が『歐陽文忠公集』を編纂した際の校定者であり、周綸が改訂した際には校定に関与していない 居士集」巻十四の巻末の校勘記に「朝佐攷公家定本」という記述があることは看過できない。なぜならば、 巻末の校勘記(考異)中に出てくる「公家定本」が周綸の得た歐陽氏伝家本であろうと推測する。これについて、

四

最後に挿入されている。 陽脩の序文等に続けて、「歐陽文忠公集古録後序」は「集古録跋尾」の巻末部分に、「歐陽文忠公集後序」は全集 後序」「歐陽文忠公集後序」の三つの文章が収録されている。「歐陽文忠公集古録序」は「集古録跋尾」の巻頭(宮) 集』の編纂に関連して作成した「歐陽文忠公集古録序」、「歐陽文忠公集古録後序」、「歐陽文忠公集後序」、「歐陽文 そこで、考察の手がかりとして、周必大側の資料に着目したい。周必大の全集『文忠集』には、彼が『歐陽文忠公 忠公年譜後序」の四つの文章が収録されている。そのうち天理本には、「歐陽文忠公集古録序」「歐陽文忠公集古録 れているが、周必大の編纂した原刻本か周綸の刊行した改訂本かについてはこれまで全く明らかにされていない。 さて、 天理本については、刻工名から南宋の寧宗朝(一一九五~一二二四)前期に刊刻されていたことは考証

公既に薨りて年を逾へ、公の子綸、公の遺文、省斎文稿と号す者を以て、予に属して之が序を為らしむ。……… 公之子綸以公遺文號省齋文稿者、 屬予爲之序。……開禧元年十二月甲子陸游序。 ところで、周必大の全集である『文忠集』は彼の息子・周綸が編纂したものである。陸游の「文忠集原序」

には

次の様に言う。

。四庫全書總目』巻百五十九の周必大『文忠集』の提要には次の様に記載する。 周綸が陸游に序文を依頼じ、陸游は開禧元年(一二〇五)付けの序文を作成したことがわかる。また、

宋周 必大撰。……開禧中、其子綸所手訂。以其家嘗刻六一集、 故編次一遵其凡例

宋周必大の撰なり。……開禧中、 に編次は一に其の凡例に遵ふ。 其の子綸、手づから訂する所なり。其の家嘗て六一集を刻するを以て、

息子である周綸が完成させたものなのである。 『必大の『文忠集』は、六一集、即ち『歐陽文忠公集』の体例に倣い、開禧年間(一二○五~一二○七)に彼の

いては『歐陽文忠公集』巻百三十四から巻百四十三に収録される「集古録跋尾」における編纂の体例が示されてい 一歐陽文忠公集古録序」と「歐陽文忠公集古録後序」の二作品に着目したい。先ず、「歐陽文忠公集古録後序」にお さて、周必大が『歐陽文忠公集』編纂に関連して作成した文章のうち、『文忠集』に収録されている周必大の

その内容は大凡次の通りである。

主とし、集本で改めるところには注をした。この二つの本が大きく異なっている時は、両方を収録した。 収録された各篇は何本に基づいたかということを注で示した。真蹟と集本との間の異同が少ない時は、真蹟を と異同があり、疑りに真蹟は一時期に書かれたもので、集本は後に改訂されたものである。「集古録跋尾 本(集本)であり、一方歐陽脩の真蹟が廬陵で版刻され、それには二百四十余篇の跋文がある。集本と比べる 跋文を後に配置した。 歐陽脩は自ら四百余篇の跋文があると言い、これが世の中に伝わってい

国文学扁集 第三十号

この様に主として「集古録跋尾」編纂上の方針を述べた後に、『文忠集』 一字下げて次の様に記述する。 に収録された 「歐陽文忠公集古録後序

集古跋既に刻成し、方めて公の子叔弼の目録二十巻を得たり。具に碑の歳月を列す。 集古跋旣刻成、方得公子叔弼目録二十卷。 而れども紀年の先後は頗る倒置有れば、已に其の下に具にす。 具列碑之歳月。 雖朝代僅差一二、而紀年先後頗有倒置、 朝代僅に一二差すると雖

ることがあったので、制作された年代を「集古録跋尾」に注記したことを述べている。 れに基づき「集古録跋尾」に収録された作品を照らし合わせてみると、 集古録跋尾」が刊行された後、 歐陽脩の息子・歐陽棐(字は叔弼)の「集古録」の目録二十巻を手に入れ、そ 作品の制作年代の先後がひっくり返ってい

所記附公本序之後」と述べ、取りあえず歐陽脩の「集古録目序」の後に、 から生まれでてきたものと思われる。たとえば「集古録跋尾」が十巻であるが、歐陽棐の目録は二十巻になってお の中で、自身が目録を作ったと述べていることと矛盾していること、更に「集古録跋尾」は十巻であるにもかかわ 呈している。また、歐陽脩が暇がないので歐陽棐が目録を作ったということに対しても、 に二百九十二篇ならばまだ収集が進んでいない、歐陽脩若年の時に「録目記」は作成されたのではないかと疑問 あるいは歐陽棐の「録目記」は作成年を歐陽脩六十三歳の時である熈寧二年(一〇六九)と記載するが、 その中で、「録目記」では集古録跋二百九十二篇となっているが、それは誤写で三百九十二篇の間違いではないか、 した経緯が述べられている。更に、「録目記」の後に続けて周必大は自身の「歐陽文忠公集古録序」を配置する。 かる周必大の疑問は、その筆致から歐陽棐の「集古録」の目録の実物は見ないまま、「録目記」のみの記載内容 この歐陽棐の目録に関連して、『歐陽文忠公集』の「集古録跋尾」冒頭の歐陽脩「集古録目序」の後に、 「録目記」という作品が配置されていることに着目したい。歐陽棐の「録目記」では、「集古録」の目録を作成 歐陽棐の目録が二十巻になっていることは疑問であり「是皆可疑」として疑問の目を向けた後に、「姑以棐 歐陽棐の「録目記」を配置したと言 歐陽脩が「集古録目序 もし本当

明らかに目録の実物を入手してそれに基づいて全集を調査したことを指摘しており、かかる二つの部分は大きなズ まり、その内容から考えると、「歐陽文忠公集古録序」の記述からは、周必大が歐陽棐の「集古録」の目録を見て と言及するのは、「歐陽文忠公集古録序」の記述から窺えた様に、周必大が実物の歐陽棐の「集古録」目録を目睹 周必大の「歐陽文忠公集古録後序」の文末に、 0) レがあり、 いないのは明らかで、一方、「歐陽文忠公集古録後序」において文末に改行して一字下げて書かれている部分は、 できなかったことに対して、実物の目録二十巻を入手しはっきりと確認したことを宣言したものと考えられ 、文末に改行して一字下げた部分も含めて)は、どちらも周必大の全集『文忠集』に収録されているのである。 か、それとも目録の構成上 同一作者の筆致とは思われない。にもかかわらず、「歐陽文忠公集古録序」と「歐陽文忠公集古録後序. ·違から目録自体に疑いの目を向けていることは、実物の目録を見れば目録自体に問 の違いなの かが明らかになり、一気に解決する問題だからである。 改行して一字下げて記述していた箇所で「方得公子叔弼目録二十巻」 前掲

更に、それが周綸の編纂した周必大の『文忠集』に収録されていることを考えると、『文忠集』を編纂した周 全く違っており、 それ以前の部分と区別する形式で記載された箇所は、「集古録跋尾」 まれていたのではないかと考えられる。)、曾三異の校正を踏まえて歐陽棐編纂本を用いて『歐陽文忠公集』 者が同じなので目録は編纂本と一体のものとして入手したのではないか、 陽棐の「集古録」の目録二十巻も手に入れ(この歐陽棐の目録と歐陽棐編纂本との関連は些 したので、そのことを補足説明として書き加えたのではないのか。「歐陽文忠公集古録後序」の文末に、 し刊行した。 あった。とすれば、 陽氏伝家本は歐陽脩の息子・歐陽棐の編纂した本であったということである。「集古録」の目録の作者も歐陽棐 その際、 しかも改行、 父・周必大が『歐陽文忠公集』を刊行した後、 周綸は「集古録跋尾」について実際に入手した歐陽棐の目録に照らして作品の制作年を注 一字下げという形式によってそれ以前の部分と区別する意図を明確に示し 歐陽棐の編纂本を入手した周 編纂の体例を説明している部分とは内容的 あるいは歐陽棐の編纂本の中に目 一か不明ではあるが、 綸 は、 あ 明 てい わせ か

天理本『歐陽文忠公集』について

- 29 -

れはどう考えればよいのであろうか。

ここで想起されるのは、

陳振孫『直齋書録解題』

の記事で、

周綸が『歐陽文忠公集』を改訂した際に入手した歐

周 必大の本文に対して補足説明を書き加えたために、 かかる形式を用いたと考えられるのである。

『歐陽文忠公集』の原刻本ではなく、その後に刊行された周綸の改訂本であることを意味している。後に編纂され 物語っている。 綸の補記が記入されているということは、周綸の『歐陽文忠公集』の改訂が開禧年間までには終了していたことを 周必大の本文と周綸の補足説明との区別がつかなかったと言えより。更に、既に見てきた様に周必大の『文忠集』 まい、その区分がなくなっている。南宋本編纂当時から時間的にもかなり隔たっており、『四部叢刊』の編纂者は、 た『四部叢刊』所収の『歐陽文忠公集』では、この周綸の補記の部分が改行されずに、周必大の原文と繋がってし をとって記載されている。つまり、周綸の補記が書き加えられているということは、天理本が周必大の編纂した 後序」が収録され、しかも『文忠集』で文末に改行されて付加されていた周綸の文章が、そのまま改行された形式 次に天理本を見てみると、天理本『歐陽文忠公集』の「集古録跋尾」の巻末部分に周必大の「歐陽文忠公集古録 開禧年間(一二○五~一二○七)に周綸によって編纂されていた。その『文忠集』中に、改訂に当たっての周

された南宋刊本であると推定され、 理本『歐陽文忠公集』は、周必大の原刻本ではないが、しかしその後すぐに周必大の息子・周綸の改訂を経て刊行 年(一一九六)に刊行され、周綸の改訂作業はその約十年後の開禧年間には終了していたと思われる。つまり、天 |刻本に基づき刊行された周綸の改訂本であることが明らかになった。周必大の原刻本『歐陽文忠公集』 これまでの考察によって、天理図書館に所蔵されている国宝『歐陽文忠公集』百五十三巻附録五巻は、 中国、台湾に所蔵されている諸本とは違い、 それがほぼ完本の形で今日に伝わっ は慶元二 周必大の

注

ているという点で、

非常に価値の高い書籍であることは間違いないのである。

館古籍善本書目』 -国の では 『北京図書館古籍善本書目』、 台湾の『国立中央図書館善本書目』の目録を調査すると、『北京図書

歐陽文忠公集一百五十三巻附録五巻 存二十五巻 宋慶元二年周

歐陽文忠公集 一百五十三巻 存四十巻 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集 一百五十三巻 存五巻 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集 一百五十三巻附録五巻 存二十五巻 宋慶元二年周必大刻本

歐陽文忠公集 一百五十三巻附録一巻 存七十二巻 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三巻 存九巻 存四巻 宋刻本

歐陽文忠公集

一百五十三巻

宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三巻 存五十巻 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三巻附録五巻 存七十五巻 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三巻 存十一巻 宋刻本

歐陽文忠公集一百五十三巻

存四巻

宋刻本

とあり、十一の宋刊本が確認でき、 歐陽文忠公集 存三巻 南宋刊本 台湾『国立中央図書館善本書目』 においては、

歐陽文忠公集 歐陽文忠公集 存一巻 存五巻 南宋中期覆周必大吉州刊本 南宋中期覆周必大吉州刊本

九三年)を挙げることができる。ただ、残念ながら森山論文では天理本を始めとする南宋本は直接の考察対象から外 て、森山秀二「歐陽脩のテキストについて ―― その成立過程を中心に ――」(立正大学教養部紀要第二十七号、 するが、百五十三巻のうち六十九巻しか残っていない。なお、『歐陽文忠公集』の流伝状況を考察した先行研究とし の様に宋版は三本あるが、残念ながらいずれも完本ではない。また、宮内庁書陵部にも宋版『歐陽文忠公集』 が存在

2) たとえば、台湾中央図書館に所蔵されている「『歐陽文忠公集』存三巻 部は文字が不鮮明になっている程である。 南宋刊本」を実際に調査したところ、 破損

天理本『歐陽文忠公集』について

されている。

中国文学論集 第三十号

- 3 阿部隆一「天理図書館所蔵宋金元版本考」(ビブリア七十五、天理図書館、一九八〇年)。
- (4)周必大の作品は、小稿では『文忠集』(四庫全書所収)に基づく。
- (5)『歐陽文忠公集』の各巻末には、その巻担当の校正者によって、校訂に関する見解や校異等が書きつけられている。 小稿では、それらを校勘記と呼ぶことにする。
- 6 この部分は天理本では「位」という字になっている。宮内庁本や台湾中央図書館所蔵の南宋本はこの部分は欠本で確 認できないが、 われる。「位」と「佐」が似ているので天理本では誤ったのであろう。 四部叢刊本その他では「佐」字になっている。校勘部分の記載なので「朝佐」とは丁朝佐のことと思
- 7 周必大の『文忠集』(四庫全書所収)ではこの書簡には「紹興四年」という作成年が注記されている。 九三)の間違いだと思われる。よって、小稿では紹熙四年と表記した。以下同じ。 一一三四年のことであり、周必大九歳の時のこととなるので、紹興四年は『歐陽文忠公集』編纂中の紹熙四年 紹興四
- 8 胡柯の役割については、注(1)の森山論文の中でも考察があるが、森山氏も述べている様に、 割ははっきりしない。 結局の所、 胡柯の役
- 9 たことは間違いない。その前後関係については、後述する様に刊行時期を確定する手がかりとなる「集古録跋尾」 十九巻)と、天理本とを比べると版心に記入された刻工者名が異なっているので、 版しているので、小稿では改訂という用語を用いた。ちなみに、宮内庁書陵部所蔵の宋版『歐陽文忠公集』(残存六 阿部隆一氏は、注(3) の論文の中で周必大が原刻本を刊行した後に覆刻本が出版されたとし、三種類の宋版の存 論拠は示されていない。『直齋書録解題』の記載に基づけば、周綸は歐陽棐の編纂本を用いて曾三異に校正させて再 それらは字様から大きく二系統に分かれると述べる。ただ、それらの宋版が覆刻の関係であったかどうかの かかる二本は違う時期に版刻され
- 10 周必大の『歐陽文忠公集』編纂に関連する文章のうち、天理本には収録されていないが、 いる作品として「歐陽文忠公年譜後序」がある。 その最後に「歐陽文忠公年譜後序」が付加されている。一方、天理本を調査してみると冒頭に年譜はな 天理本より後に編纂された四部叢刊本では冒頭に歐陽脩の年 四部叢刊本には収録され

分が、宮内庁本では欠けているので、現在のところ不明である。

記」とあり、この文章は胡柯が作者の様にも思われる。しかし、この「歐陽文忠公年譜後序」は、 であろう。また、四部叢刊本では年譜の後ろに付加されている「歐陽文忠公年譜後序」の文末に「郡人登仕郎胡柯謹 いということは、 部分が欠落した形跡はなく、しかも周必大編纂当初の形を伝えていると思われる天理本に、かかる年譜が付 周必大が編纂した当初は、この年譜はついておらず、その後に年譜が付加されたと考えるのが妥当 周必大の『文忠集』 いていな

既に述べたように編定校正の最終責任者であった胡柯の名を、最後の仕事として残った『年譜』の末尾に記したといっ たところが実状ではないだろうか。」と推測している。なお、「歐陽文忠公年譜後序」は天理本には収録されていない 多くを、必大の身近で担当したのではないか。その胡柯の努力に報いるべく、名前を記したということか、もしくは に周必大の作品として収録されている。この経緯は詳かではないが、前掲した森山論文では「胡柯は実質的な作業の

12 『四部叢刊』所収の『歐陽文忠公集』には元刊本という記載があるが、清水茂氏は『唐宋八家文二』(朝日新聞社、一

-- 33 -

陳振孫の『直齋書録解題』巻八には歐陽棐の撰として「集古目録二十巻」とあり、陳振孫の頃は単独の目録として伝

11

ので、小稿では考察の対象外とした。

わっていた様である。

注されている。恐らくそれが正しいであろう」と指摘する。 九七八年)九十九頁に、「『重整内閣大庫残本書影』に見えるこれと同じ版本と認められるものの書影には、 明刊本と

(付記)

天理図書館での調査の際には、 早田一郎、 田淵正雄両氏にご教示いただきました。ここに感謝の意を表します。